

# 剣道級位審査規程

昭和61年 4月 1日施行  
昭和62年 6月 7日一部改訂  
平成17年 4月24日一部改訂  
平成17年 8月21日一部改訂

## 第1条 目的

稲城市剣道連盟は剣道の理念に基づき、剣道の奨励およびその向上に資する目的で、剣道の級位を定め、この規程により、その審査を行う。

## 第2条 受審資格

稲城市剣道連盟に登録した会員のみが、審査を受審できるものとする。

## 第3条 付与基準

級位は、次の各号の基準に該当する者に、与えられる。

1. 8級：防具着用間もなく、すべてにおいて修行の余地があるもの。
  2. 7級：基本動作において、一応まとまった動作のできるもの。
  3. 6級：基本動作がやや向上し、大きな発声のできるもの。
  4. 5級：基本動作は凡そ良とし、正しく打突ができるもの。
  5. 4級：姿勢・態度が正しく、気合十分で相手に打ち込めるもの。
  6. 3級：技の仕掛け方、間合いの取り方が正しく、相手の仕掛け技に対して応じ返しのできるもの。
  7. 2級：3級において抜群の実力を持つ、小学校6年生以上のもの。
- ※基本動作とは、礼法、着装（剣衣・袴・防具の着け方の良否）、構え、打突（面・小手・胴の打ち方）等をいう。  
※1級位は、東京都剣道連盟1級審査規程によるものとする。

## 第4条 審査員の選考と任命

審査員および審査委員長は五段以上の会員の中から理事長が選考の上、会長が任命する。

## 第5条 審査員の責務

審査員は審査に当たり、いかなる級位においても、常に厳正、適正、かつ、公平であらねばならない。

## 第6条 審査

- (1)立会形式により審査を行う。ただし、8級については元立に対する面の切り返しと面の打ち込みによって審査を行う。
- (2)原則として、4人1組とし、1人2回の立会を行う。ただし、8級については元立2人に対し各1回を行う。
- (3)基本動作および姿勢、態度、気合、技の仕掛け、応じ等の応用動作の合否を審査員3名のうち2名以上の合意により合格とする。
- (4)審査員が、当該級位以上の実力を有すると判断した場合は、その上級位の受審を審査員3名のうち2名以上の合意により認めるものとする。

## 第7条 特別措置

- (1)中学生は5級格付とし、4級から受審できるものとする。
- (2)高校生以上は4級格付とし、3級から受審できるものとする。
- (3)該当級以上の実力を有すると認められるものについては、各団体より所定の書式を用いて申請し、審査委員長が特別進級格付を行い、その上級位の受審を認めるものとする。

## 第8条 雑則

- (1)会長は級位の審査に合格した者に対し、証書を授与する。
- (2)受審申込手続方法および受審料・登録料は別途定める。
- (3)受審申込後の受審料の返却はしない。
- (4)特例は認めない。

以上